

【保護者向け】
保存版（第1版）

ICT活用の手引き

1人1台の学習用端末で「個別最適な学び」の実現へ！

飯塚市教育委員会

目次

飯塚市のICT教育の基本方針	1
学校におけるICTを活用した学習場面	2
保護者の皆さまへ	3
学習用タブレット端末について	4
学習用タブレット端末のキーボード	5
学習用タブレット端末を使うときのルール	6
ご家庭で気をつけていただきたいこと	7
故障時、破損・紛失時の手続き	7
インターネットを正しく使うために	8
参考「インターネットの誹謗中傷に関する窓口のご案内」	9
学習用タブレット端末の使用に関するQ&A	10
学習用タブレット端末と家庭のWi-Fiとの接続方法	11

【「ICT活用の手引き」の発行にあたって】

この手引きは、飯塚市のICT教育の基本方針や整備した学習用タブレット端末（以下「端末」という。）に関することをまとめたものです。

また、端末を使用するときのルールやインターネットを正しく使うために気をつけることなどを記載しています。

保護者の皆さまに本市のICT活用の取り組みについてご理解いただき、ご家庭でも端末を活用していただくため、本手引きを発行いたしました。

本手引きをご覧いただき、お子さんがご家庭でも安心して安全に端末を使って学習に取り組めるようご協力いただければ幸いです。

飯塚市教育委員会

飯塚市のICT教育の基本方針

(1)ICT教育の基本方針

急速に社会が変化し予測困難な時代の中で、子どもたちは様々な変化に向き合い、周囲と協働して課題を解決することや、新たな価値を生み出すことが求められています。

このような中で、多様な子どもたち一人一人の個性や創造性を育むために、**ICTを効果的に活用し、子どもたちの力を最大限に引き出すための「個別最適な学び」の実現**を目指します。



◆基本方針

- 1 各教科等のねらいに応じたICTの活用
- 2 個別学習・協働学習等の学習場面に応じたICTの活用
- 3 家庭学習でのICTの活用

(2)ICT活用推進の取り組み

- インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪などが社会問題となっているなかで、情報の持つ力を正しく理解し、情報を正しく安全に利用しようとする情報モラルを育成します。
- ICTを活用し、収集した情報を「関連付け」たり、「整理・分類」したりして、課題解決に向けて情報を活用する情報活用能力を育成します。
- 学習効果を高めるため、動画やデジタル教科書等のデジタルコンテンツの有効活用を推進します。
- タブレット端末用ドリルを活用して、児童生徒の学習履歴から解答結果、学習時間、学習回数などの進捗状況や成績変化等を把握し、個別指導に生かします。
- 教員のICT活用指導力の向上を図る研修を実施します。

(注) ICT : Information and Communication Technologyの略語で「情報通信技術」のこと

学校におけるICTを活用した学習場面

一斉学習での活用

効果的な学習課題の提示、意欲関心を高める効果

- 電子黒板や端末に画像、音声、動画などを拡大したり書き込みながら提示することにより、学習課題等を効果的に提示・説明することができます。
- 電子黒板や端末で動画・アニメーション・音声等を含む指導者用デジタル教科書・教材を提示することで、子どもたちの興味・関心を高めます。

個別学習での活用

一人一人の学習状況に応じた個別学習

- 個々の習熟の程度や誤答傾向に応じた学習者向けのドリルソフト等のデジタル教材を活用することにより、自分のペースで理解しながら学習を進めて知識・技能を習得することができます。
- インターネットやデジタル教材等を用いて効率のよい調査活動と確かな情報収集を行うことで、情報を主体的に収集・判断する力を身に付けることができます。

協働学習での活用

課題解決のための場面での活用

- 教師が提示した学習課題に応じて、インターネット等で情報を収集しながら、自分の考えをつくります。
- 教師は、一人一人の反応や考えを即時に把握しながら、双方向での授業を行います。

端末や電子黒板を使っでの「協働学習」での活用

- 学習支援ソフトの「思考ツール」等を活用し、多様な考え方をグループ内で共有しながら、自分自身の課題に対する答えを練り上げます。
- 学習課題に対するグループの考えや、個人の考えをまとめ、電子黒板等でプレゼンテーションします。



保護者の皆さまへ

飯塚市では、市立小・中学校に通う児童生徒に1人1台の端末を整備いたしました。

端末を活用し、子どもたちが多くの情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立て、その解決のために仲間と協働しながら新たな価値を創造する学びを目指します。

1人1台の端末整備により、これからは学校だけではなく、家庭でも端末を使って学習いたします。

端末は、子どもたちの学習に役立つ道具です。子どもたちは、端末を使って自らの疑問について深く調べたり、AIを搭載したタブレットドリル（AIドリル）での反復学習など自分にあったペースで学習することができます。しかし、端末は便利な道具ではありますが、使い方を正しく理解していないと、視力や睡眠に影響をおよぼしたり、インターネット上でのトラブルなどが心配されます。

教育委員会及び学校では、子どもたちが情報社会で生きていくために必要な資質と能力を身に付けられるようICTの活用を推進していきたいと考えておりますので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

家庭学習での活用場面

◆ 学校から出された課題の取り組み

プリントやノートでの課題と同じように、端末を使った課題に取り組みます。

◆ 自主学習の取り組み

授業の続きや調べ学習などの自主学習に取り組み、家庭でも学びを深めることができます。



授業で習ったけど、
もっと知りたいな…
調べてみよう！

◆ AIドリルの活用

AIを搭載したドリルで、苦手な問題の克服に取り組んだり、自分のペースや習熟度に合わせて学習することができます。

この問題苦手だ
な…もう1回
やってみよう！



丸つけ
は自動

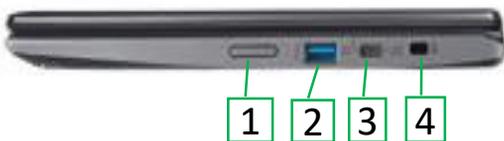
学習用タブレット端末について

飯塚市では、以下の2種類の端末（chromebook）を整備いたしました。どちらも、タッチパネル対応です。

• Acer製 chromebook R752TN-G2



右側面



左側面



- 1.音量ボタン 2.USB3.1 Type-A 3.USB3.1 Type-C 4. ケンジントンロック・スロット
5.電源ボタン 6. USB3.1 Type-C 7. USB3.1 Type-A 8.microSDカードリーダー
9.ヘッドセット/スピーカー・ジャック

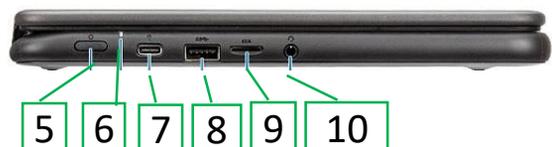
• DELL製 chromebook31002-in-1



右側面



左側面



- 1.音量ボタン 2.USB3.1 Gen1コネクタ 3.USB3.1 Type-C 4. くさび型のロックスロット
5.電源ボタン 6. 電源/バッテリステータスLED 7.USB Type-C コネクタ w./電源供給
8. USB3.1 Gen1コネクタ 9.microSDカード 10.ヘッドセットコネクタ

学習用タブレット端末のキーボード

児童生徒が学習で使用するタブレット端末（chromebook）のキーボードは、Windows/パソコンと異なる点があります。



- ① 前のページ（画面）に移動します
- ② 次のページ（画面）に移動します
- ③ 現在のページを更新します
- ④ ページ（画面）を全画面表示にします
※ステータスバーやタブも非表示になります
- ⑤ 開いているアプリの画面をすべて表示します
- ⑥ 画面の明るさを下げます
- ⑦ 画面の明るさを上げます
- ⑧ 音声をオフにします
- ⑨ 音量を下げます
- ⑩ 音量を上げます
- ⑪ アプリとWebを検索します

学習用タブレット端末を使うときのルール

学校で貸し出す学習用タブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってははいけません。

《学校と家庭の共通ルール》

- こわしたり、なくしたりしないよう注意して使う。
- 持ったまま走ったり、地面に置いたりしない。
- 水をかけたり、熱いところの近くにパソコンを置いたりしない。
- パソコンのそばで、飲食をしない。
- 画面をタッチするときは、指でふれるか専用ペンを使うようにする。えんぴつなど先のとがったもので画面にふれない。
- 学習に関係のないサイトを見たり、SNS への書き込みや写真・動画の配信はしない。
- インターネットには制限がかけられていますが、もしあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生やおうちのの人に知らせる。
- 自分の学習用タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしない。
- 自分のユーザーID やパスワードを、他人に教えない。
- インターネット上に、自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をあげない。
- カメラでだれかを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可を取る。
- パソコンの設定を勝手に変えない。
- 使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付ける。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませる。

《学校では》

- 使わないときは、充電保管庫に入れる。

《家庭では》

- 持ち帰るときは、家庭に帰るまでカバンから取り出さない。
- 寝る30分前（できれば1時間前）は使用しない。

《故障したり、なくしたときは》

- 動かなくなったとき、壊してしまったとき、なくしてしまったときは、すぐに学校に報告する（土日・祝日は除く）。

※ルールを守れない場合、使うことができなくなります。

※詳しくは、「故障時、破損・紛失時の手続き」をご覧ください。

ご家庭で気をつけていただきたいこと

●端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、お子さんが習慣として身につけられるように、学校でも指導しますが、ご家庭でも気にかけていただくと効果的です。

- 目を、画面から30cm以上、離して使う
- 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る
- 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する

●端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭のデジタル機器も含めて、端末をいつどのように使うか、お子さんと話し合うことが大切です。

- 寝る1時間前からは、デジタル機器の利用を控える
- 端末は学習に関係ない目的で使わない

●端末の安全な利用について

お子さんのインターネット使用時には、インターネット上の被害者や加害者にならないようにするなど、学校でも指導しますが、ご家庭での指導も必要です。

故障時、破損・紛失時の手続き

端末は、学習で使う大切な道具です。もし、ご家庭で端末が故障したり、紛失したときは、すぐに学校に連絡してください。

状 況	ご家庭にさせていただくこと
故障したとき	①学校へ連絡する ②端末の状況をできるだけ詳しく説明する
破損したとき	①学校へ連絡する ②どのように壊れたか説明する ※後日「破損・紛失等届」を提出してください。 ※故意に破損させた場合など、費用をご負担いただく場合があります。
紛失したとき	①学校へ連絡する ②どこでなくしたか、いつなくしたかなどを説明する。 ※後日「破損・紛失等届」を提出してください。 ※費用をご負担いただきます（盗難の場合は学校と教育委員会で協議）。

インターネットを正しく使うために

インターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）は、大変便利なものですが、良い面だけではなく、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床になるなどの危険性もあります。

これからの情報社会を生きていく子どもたちを被害者・加害者にしないためにも、インターネットやスマートフォン等のデジタル機器、SNSなどのコミュニケーションツールを「賢く活用する知識・知恵」「ルールを守って使える健全な心」「安全に利用するための危機管理意識」を育むことが大切です。

トラブルを未然に防ぐために、インターネットの特性を知り、よりよい使い方をお子さんと一緒に話し合みましょう。

インターネットの特性を知る

インターネットの危険性を理解するためには、インターネットの特性を知ることが大切です。

- 世界中に公開されている（誰が見るかわからない）
- 情報がずっと残る（一度発信した情報は、完全に消すことは難しい）
- 匿名性はない（個人が特定されないとは言い切れない）
- 正しい情報だけではない（間違いや、時には悪意のある情報もある）



誰かを傷つけないために

インターネットを利用する際には、直接、人と接する時と同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重しましょう。

- 他人を誹謗中傷する内容を投稿したり、書き込んだりしない
- 他人のプライバシーにかかわる情報を投稿したり、書き込んだりしない
- 差別的な発言を投稿したり、書き込んだりしない



インターネットトラブルなどで困ったとき、心配なときは、まずは**学校にご連絡ください！**

※次ページに参考として「インターネットの誹謗中傷に関する相談のご案内」を掲載しています。

参考「インターネットの誹謗中傷に関する窓口のご案内」

事例⑩で取り上げた『誹謗中傷』に関するトラブルの相談窓口は、いろいろあります。どんな相談をどこにすれば良いのか、迷ったときには以下を活用ください。電話、Web、SNS、さまざまな方法で相談が可能です。（なお、住んでいる地域により相談先が異なるものもありますから、各サイト内でご確認ください。）

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎ 悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

・解決策がわからない
 ・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
 賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
 ・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
 または 法テラス
<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
 本部のサイバー犯罪相談窓口
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・まずアドバイスがほしい
 ・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
 ・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
 専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
 相談したい

国の機関に
 相談したい

民間機関に
 相談したい

「違法・有害情報相談センター」
 (総務省)

 <https://www.ihaho.jp> 

迅速な助言

- ◎ 相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。
- ◎ インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応
- ◎ 人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広いアドバイスが可能
- ◎ インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」
 (法務省)

 <https://www.jinken.go.jp>
 「みんなの人権110番」
 0570-003-110

削除要請・助言

- ◎ 相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。
- ◎ 削除要請は、専門的知見を有する法務局が違法性を判断した上で行います。
- ◎ 全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」
 (セーフアーインターネット協会)

 <https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎ インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。
- ◎ インターネット企業有志によって運営されるセーフアーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎ インターネットで連絡を受付け、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

【総務省「インターネットトラブル事例集(2021年版)」より】

学習用タブレット端末の使用に関するQ&A

Q1：タブレット端末を使用するときに、料金はかかりますか？



A1：タブレット端末は無償で貸し出します。ただし、ご家庭のネットワークに接続した場合の通信料金は、ご家庭の負担になります。

※ご家庭にインターネット環境がない場合は学校にご相談ください。

Q2：タブレット端末を壊してしまった場合は、どうすればよいのでしょうか？



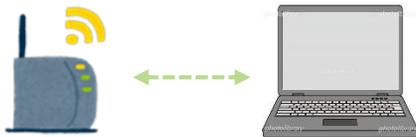
A2：まずは学校にご連絡ください。故意に壊した場合や、学習以外の目的で使用した場合は、学校と教育委員会で対応を協議します。

Q3：タブレット端末を失くしてしまった場合はどうすればよいのでしょうか？



A3：まずは学校にご連絡ください。弁償を基本対応とします。盗難にあった場合は学校と教育委員会で対応を協議します。

Q4：家庭のネットワークに接続するにはどうすればよいのでしょうか？



A4：ネットワークへの接続方法については、飯塚市のホームページに掲載しています。またはQRコードより説明ページに進み、ご確認ください。



Q5：子どもが有害なサイト等にアクセスしないか心配です。



A5：有害サイト等へのアクセスを制限するため、フィルタリング設定を行っています。学校では、安全で安心なインターネット利用に向けた「情報モラル教育」にも取り組んでいきますが、ご家庭におきましてもご協力をお願いいたします。

Q6：子どもがYouTubeを夜遅くまで見たりしないか心配です。



A6：タブレット端末を使用する際のルールを決めています。学校ではルールを守って使うよう指導しますが、ご家庭におきましてもお子さんへの声かけをお願いいたします。

Chromebook (家庭に持ち帰っている学習用タブレット端末) の Wi-Fi (無線) 接続手順

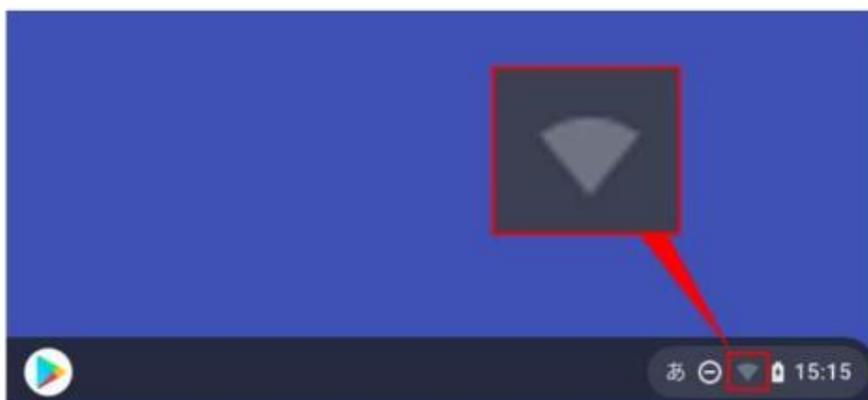


事前に準備しておくもの

- 無線 LAN ルーターのネットワーク名 (SSID) と暗号化キー
- ※無線 LAN ルーターのラベル等に記載されています。

ご使用の端末によって画面が異なりますが、手順は同様です。あらかじめご了承ください。

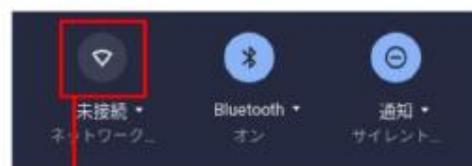
- 1 画面右下のクイック設定パネル内にある扇型のアイコンをクリックします。



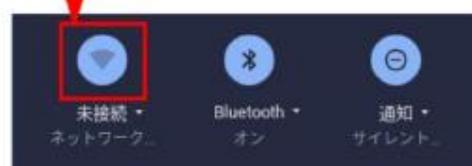
- 2 「未接続」をクリックします。



「未接続」の上の扇型のアイコンが「扇形の枠」で表示される場合は、Chromebook の Wi-Fi 機能が OFF になっています。扇形のアイコンをクリックして Wi-Fi 機能を ON にしてください。



扇形の枠をタップしてONにする

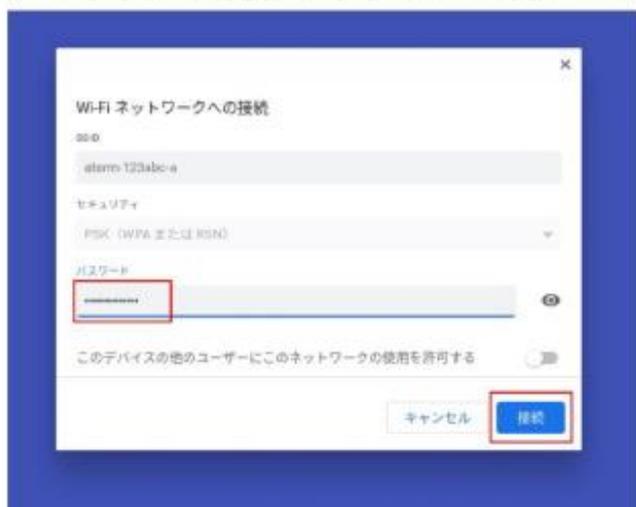


- 3 事前に準備しておいた、無線 LAN ルーターのネットワーク名 (SSID) をクリックします。



このあたりにいくつかネットワーク名が出る場合がありますので、その中からご家庭の無線 LAN ルーターのネットワーク名を探してクリックしてください。

- 4 以下の画面が表示されますので無線 LAN ルーターの暗号化キーを入力します。そして、「接続」ボタンをクリックします。



- 5 画面右下のクイック設定パネル内にある扇型のアイコンが白色になると設定は終了です。

手順 2 で「未接続」と記載されていた箇所は、無線 LAN ルーターのネットワーク名 (SSID) に変わり上部の扇型のアイコンも以下のように変わります。

